

和歌山市中央卸売市場水産物部仲卸業者の募集に関する実施要項

和歌山市中央卸売市場では、水産物部の仲卸業の空き店舗において業務を営む事業者を次のとおり募集します。

1 募集対象者、出店場所等

(1) 募集対象者

水産物部仲卸業者（和歌山市中央卸売市場において卸売を受けた生鮮食料品等を市場内の店舗において販売する業務を行う者）

※水産物部：生鮮水産物及びその加工品を主たる取扱品目とするもの

(2) 募集店舗情報

所在地 和歌山市西浜1660番地の401

水産物部仲卸業の空き店舗

（募集する空き店舗の詳細については、別添「和歌山市中央卸売市場水産物部仲卸業者の募集について」の別紙「店舗情報」を確認してください。）

2 応募手続

(1) 応募期間

令和6年12月6日（金）から令和7年1月17日（金）必着

(2) 受付時間

月曜日から金曜日まで（休日、年末年始を除く。）の午前9時から午後5時まで

※受付時間における休日とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日とし、年末年始は12月28日から1月3日までとします。

(3) 応募書類提出先

和歌山市西浜1660番地401

和歌山市中央卸売市場 水産卸売場棟2階 管理事務所

(4) 応募書類

別紙1に規定する書類を応募書類提出先まで7部（正本1部、副本6部）提出してください。なお、提出された書類は返却しません。

受付時間終了日時までに応募書類提出先に必着でお願いします。

(5) その他

ア 応募に要した費用は、応募者の負担とします。

イ 次のいずれかに該当する場合は、申請について補正を求めます。

（ア）提出書類に虚偽の内容が記載されているとき。

- (イ) 提出書類又はその内容に誤りがあるとき。
- (ウ) 提出書類が足りないとき。
- (エ) (ア) から (ウ) までに定めるもののほか、形式上の要件に適合していないと認められるとき。
- ウ 補正に応じないとき又は応募期間外に申請があったときは、申請を却下します。

3 仲卸業の許可（既に当該許可を受けている場合を除く。）

(1) 申請資格

次のいずれかに該当する者は、仲卸業を行うことを許可しません。

- ア 申請者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であるとき。
- イ 申請者が禁錮以上の刑に処せられた者又は和歌山市中央卸売市場業務条例（昭和49年条例第7号。以下「条例」という。）の規定により過料に処せられた者で、その刑若しくは処分の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。
- ウ 申請者が市場の仲卸しの業務の許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して3年を経過しない者であるとき。
- エ 申請者が仲卸しの業務を適確に遂行するのに必要な知識及び経験又は資力及び信用を有しない者であるとき。
 - なお、「仲卸しの業務を適確に遂行するのに必要な知識及び経験又は資力及び信用」とは次の（ア）から（キ）のいずれかに該当するものとします。
 - （ア）市場の売買取引について必要な知識を有すること。
 - （イ）個人にあっては年齢18歳以上の者、法人にあっては代表者の年齢が18歳以上であること。
 - （ウ）申請に係る取引品目の部類に属する物品のうち、主たる取扱品目の販売業務について3年以上の経験を有すること。
 - （エ）財務状況及び資産状況が健全であること。
 - （オ）申請者が関係業者に対して著しく遅延した支払債務を有しないこと。
 - （カ）和歌山市税、申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がないこと。
 - （キ）申請に係る取扱品目の部類に属する物品の年間取引額（卸売業者から買い受けた金額及び直接集荷した金額（消費税及び地方消費税に相当する額を含まない））が、5,000万円以上の見込額であること。
- オ 申請者が市場の卸売業者又は卸売業者若しくは仲卸業者の役員若しくは使用人である者であるとき（和歌山市中央卸売市場業務条例施行規則（昭和49年規則第18号。以下「規則」という。）で定めるところにより市長が承認したときを除く。）。

カ 申請者が法人であって、その役員のうちア、イ及びオのいずれかに該当する者並びに市場の仲卸しの業務の許可の取消しを受けた法人のその処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の役員として在任した者(当該事項の発生を防止するため相当の努力をした者でその旨を疎明したものを除く。)で、その処分の日から起算して3年を経過しないもののいずれかに該当する者がいるとき。

キ 申請者が暴力団、暴力団員等又は暴力団関係者等であるとき。

ク 申請者が暴力団員等を役員とし、又は暴力団員等をその業務に従事させているとき。

ケ その許可をすることによつて仲卸業者の数が規則で定める最高限度の数を超えることとなるとき。

(2) 次のアからオまでに掲げる制限又は条件を遵守してください。

ア 営業開始日

仲卸業の許可を受け、保証金を預託した後、原則当該許可の通知を受けた日から起算して1月以内に営業を開始するものとする。

イ 営業日

(ア) 和歌山市中央卸売市場の開場日は、営業しなければならない。

(イ) (ア) 以外の日において営業することを妨げない。

ウ 仲卸業者及びそのせり参加人は、市場内においては、本市が定める帽子・記章を着用しなければならない。なお、記章は交付しますが、交付対象者から交付に係る実費を徴収します。また、帽子は使用者の負担で指定する種類のものをご購入いただきます。

エ 営業に関連する法令等の遵守

法、政令、省令、条例、規則及び本市が定める要領、要項等を遵守するとともに、営業に関連する他の法令等についても遵守しなければならない。

オ その他必要と認める制限又は条件

(3) 保証金

ア 仲卸業の許可を受けた日から起算して1月以内に保証金を預託してください。

イ 保証金を預託した後でなければ、業務を開始できません。

ウ 保証金の額は、指定を受けた市場施設の使用料の月額額の3倍です。

エ 保証金は、次の(ア)から(エ)までに掲げる有価証券をもって代用することができます。この場合において、有価証券の額は、当該(ア)から(エ)までに掲げる有価証券の区分に応じ、当該(ア)から(エ)までに定める金額となります。

(ア) 国債証券 額面金額に相当する額

(イ) 地方債証券 額面金額に相当する額

(ウ) 日本銀行が発行する出資証券 額面金額の100分の90に相当する額

(エ) 特別の法律により法人が発行する債券 額面金額の100分の90に相当する額

額

オ 保証金について差押、仮差押又は仮処分命令の送達があったとき、国税滞納処分又はその例による差押があったとき、預託すべき保証金の額が増額されたときその他保証金に不足を生じたときは、市長の指定する期間内に、処分された金額又は不足金額に相当する金額を追加して預託してください。

カ オの規定による預託を完了しない場合においては、指定期間経過後その預託を完了するまでは、業務を行うことができません。

キ オの規定による預託については、ウ及びエの規定を準用します。

ク 使用料、保管料その他市場に関して市に納付すべき金額の納付を怠ったときは、保証金をこれに充てることがあります。

ケ 保証金は、仲卸業者がその資格を失った日から起算して60日を経過した後でなければこれを返還しません。なお、返還する保証金には、利息を付しません。

(4) 仲卸業の許可の取消し

ア 次のいずれかに該当する場合には仲卸業の許可を取り消します。

(ア) 申請者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であるとき。

(イ) 申請者が禁錮以上の刑に処せられた者又は和歌山市中央卸売市場業務条例（昭和49年条例第7号。以下「条例」という。）の規定により過料に処せられた者で、その刑若しくは処分の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。

(ウ) 申請者が市場の卸売業者又は卸売業者若しくは仲卸業者の役員若しくは使用人である者であるとき（和歌山市中央卸売市場業務条例施行規則（昭和49年規則第18号。以下「規則」という。）で定めるところにより市長が承認したときを除く。）。

(エ) 申請者が法人であって、その役員のうち（ア）、（イ）及び（ウ）のいずれかに該当する者並びに市場の仲卸しの業務の許可の取消しを受けた法人のその処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の役員として在任した者（当該事項の発生を防止するため相当の努力をした者でその旨を疎明したものを除く。）で、その処分の日から起算して3年を経過しないものいずれかに該当する者があるとき。

(オ) 申請者が暴力団、暴力団員等又は暴力団関係者等であるとき。

(カ) 申請者が暴力団員等を役員とし、又は暴力団員等をその業務に従事させているとき。

(キ) 仲卸業務を適確に遂行することができる資力及び信用を有しなくなったと認めるとき。

イ 次のいずれかに該当する場合に仲卸業の許可を取り消す場合があります。

(ア) 仲卸業の許可の通知を受けた日から起算して1月以内に保証金を預託しないとき。

- (イ) 仲卸業の許可の通知を受けた日から起算して1月以内に業務を開始しないとき。
 - (ウ) 引き続き1月以上業務を休止したとき。
 - (エ) 業務を遂行しないとき。
- (5) 毎月10日までに、前月中に販売した物品の売上高を報告する必要があります。
- (6) 毎月10日までに、前月中に委託を受けて販売した内容を報告する必要があります。
- (7) 毎月10日までに、前月中に卸売業者以外の者から買い入れて販売した内容を報告する必要があります。
- (8) 毎年、事業年度ごとに様式に従い事業報告書を作成し、法人の場合は決算報告書（貸借対照表、損益計算書（販売費及び一般管理費の明細書を含む。）、株主資本等変動計算書、個別注記表及び勘定科目内訳明細書を含む。）、個人の場合は所得税の申告書一式を添付の上、指定する期間内に提出する必要があります。
- (9) 次のいずれかに該当するときは、その旨を届け出る必要があります。
- ア 業務を開始し、休止し、又は再開したとき。
 - イ 業務を廃止したとき。
 - ウ 仲卸業者が死亡し、又は解散したとき。
 - エ 氏名、名称又は住所を変更したとき。
 - オ 商号を変更したとき。
 - カ 定款、資本金、出資の額又は役員を変更したとき（法人に限る。）。
 - キ 破産手続開始の決定を受けたとき。
 - ク 禁錮以上の刑に処せられることとなったとき。
 - ケ 3（4）の（ア）から（カ）までに該当するに至ったとき。
- (10) 事業譲渡、合併、分割及び相続により仲卸業者の地位を承継する場合は、それぞれ許可が必要です。
- (11) せり参加人を置く場合は、せり参加人承認申請書及び次の添付書類により申請し、市長の承認が必要となります。なお、この応募書類により既に提出されているものがあれば、それを流用します。
- ア せり参加人承認申請書
 - イ せり参加人の履歴書、住民票の写し及び市町村の発行する身分証明書
- (12) せり参加人の申請において、その申請に係るせり参加人が次のいずれかに該当するときは又はせり参加人承認申請書若しくはその添付書類に虚偽の記載があり若しくは重要な事実の記載が欠けているとき、当該申請を承認しません。
- また、せり参加人の承認を受けた後でも、次のイ、ウ及びオに該当した場合は、その承認を取り消します。
- ア 18歳未満の者であるとき。
 - イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であるとき。

- ウ 卸売業者若しくは売買参加者又はこれらの役員若しくは使用人である者であるとき(市長が利害関係者から意見を聴取し、生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を阻害しないと判断して承認した場合を除く。)
 - エ 青果物若しくは水産物の取扱業務について3年以上の経験を有しないとき。
 - オ 暴力団員等又は暴力団関係者等であるとき。
- (13) 仲卸業者でなくなった場合は、仲卸業務許可書、記章を遅滞なく返還する必要があります。

4 市場施設の使用条件の指定

(1) 市場施設の使用条件の指定に附する制限又は条件

次のアからオまでに掲げる制限又は条件を遵守してください。

ア 施設の清掃等の義務

(ア) 市場施設の清掃について、次のaからdまでに掲げる事項を守ってください。

- a 常に市場施設の清掃及び消毒につとめ清潔を保持すること。
- b 廃棄物は、指定した時間に指定の場所へ搬出すること。
- c 商品、容器その他の物品は、常にこれを整頓し、通路その他自己の使用場所以外に放置しないこと。
- d 共通の使用施設については、関係者が共同して清掃を行うこと。

(イ) 必要があると認めるときは、(ア)に規定する清掃及び消毒に関してその計画及び費用の分担について指示することがあります。

イ 市場施設の保健衛生に必要な措置の命令等

(ア) 保健衛生上又は市場内整頓のため必要な措置を命じることがあります。

(イ) ア(ア)の規定による義務を怠ったとき又は(ア)の規定による命令に従わないときは自らこれを執行し、その費用を使用者に負担させることがあります。

ウ 仲卸業者の店舗における電力、水道等の費用及びこれらの設備の維持等に要する費用は、使用者の負担とします。この場合において当該費用に係る契約、支払方法等については、次のとおりとします。

(ア) 専用部分等の当該費用のうち、電気料金、水道料金及び汚水処理費については、本市が毎月交付する納付書により、各仲卸業者が本市に対し、支払うものとします。

(イ) 専用部分の当該費用のうち、(ア)以外の費用については、各仲卸業者が個々に契約を締結し、直接支払うものとします。

(ウ) 共用部分の当該費用については、仲卸業者の代表者が各仲卸業者の負担分を取りまとめ、本市が毎月交付する納付書により、一括して本市に支払うものとします。

エ 指定を受けた店舗に別添「和歌山市中央卸売市場水産物部仲卸業者の募集について」に定める条件を満たした看板を設置してください。この場合において、看板、看板の設置及び修繕等に関する費用については、指定を受けた者が負担するもの

とします。

オ その他の制限又は条件

※指定をする際、アからエまでに掲げる制限又は条件以外に更に別の制限又は条件を附す場合がありますので、ご注意ください。

(2) 用途変更、転貸等の禁止

市場施設の用途を変更し、又は当該施設の全部若しくは一部を転貸し、若しくは他人に使用させることはできません。ただし、市長の承認を受けた場合は可能です。

(3) 原状変更の禁止

ア 市長の承認を受けずに市場施設に建築、造作若しくは模様替を加え、又は市場施設の原状に変更を加えることはできません。

イ 市場施設備付け以外の看板、装飾及び広告物等を設けようとする場合も、アと同様とします。

ウ ア又はイの規定により変更承認をした後でも必要と認めるときは、相当の指示をし、又は変更させ若しくは除去を命じることがあります。

エ ア又はイの規定による変更承認又はウの指示を受けたときは、工事竣工後遅滞なく市長に届け出て、検査を受けてください。

オ エの規定による届出に基づき検査を受けた後でなければ、施設を使用することはできません。

カ 市場施設に建築、造作若しくは模様替を加え、又は市場施設の原状に変更を加えたときは、指定する期間内に使用者の費用で当該市場施設を原状回復することを命じ、又はこれに代わる費用の弁償を命じることがあります。

キ 使用する市場施設について損傷その他の理由により修正を要する箇所を発見したときは、直ちにその旨を届け出てください。

ク キの規定による届出があったとき又は現に使用する市場施設について改修を要すると認めるときは、いつでも工事を施行する場合があります。

ケ クの規定による工事施行により使用者が損害を被った場合には、本市はその賠償の責を負わないものとします。

(4) 返還

ア 使用者の死亡、解散若しくは廃業又は業務許可の取消しその他の理由により市場施設の使用資格が消滅したときは、相続人、清算人、代理人又は本人が、15日以内に、自己の費用で当該施設を原状に復して返還してください。ただし、市長の承認を受けた場合は、これによりません。

イ 15日以内又はアのただし書の規定により承認を受けた期間内に市場施設を返還しないときは、返還を完了するまでの使用料相当額を納付してください。

(5) 取消しその他の規制

市場施設について次のいずれかに該当するときは、使用者に対し、使用の指定若しく

は許可の全部若しくは一部を取り消し、又は使用の制限若しくは停止その他必要な措置を命ずる場合があります。

ア 業務の監督、災害の予防、施設の改廃その他市場の管理上必要があると認めるとき。

イ 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。

ウ 市場施設をき損し、又は汚損するおそれがあると認めるとき。

エ 市場の管理及び運営に支障があると認めるとき。

オ 市場施設の使用の許可を受けた者が、暴力団、暴力団員等又は暴力団関係者等であるとき。

カ 市場施設の使用の許可を受けた者が暴力団員等を役員とし、又は暴力団員等をその業務に従事させているとき。

キ その他市長が適当でないと認めるとき。

(6) 補修命令

故意又は過失により市場施設を滅失又は損傷した者に対して、その補修を命じ、又はその費用の弁償を命じることがあります。

(7) 使用料等

ア 使用料は、月単位で徴収します。

イ 月を単位として定める使用料は、当該月分を当月の末日までに納付してください。ただし、月の途中において使用を終了するものについては、当該終了の日までに納付してください。

ウ イの規定にかかわらず、使用料の納期限が土曜日又は民法(明治29年法律第89号)第142条に規定する休日に当たるときは、これらの日の翌日を納期限とします。

エ 市長が特別の事情があると認める場合は、イ又はウの規定による納期限を変更することがあります。

オ 使用料の額は、次の(ア)又は(イ)の場合の区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める額となります。

(ア) 取扱高と平均取扱高が同額となる場合又は取扱高が平均取扱高を下回る場合・・・取扱高の1,000分の3に相当する額にその10パーセントに相当する額を加えた額及び仲卸売場面積1平方メートルにつき月額1,964円

(イ) 取扱高が平均取扱高を上回る場合・・・差額取扱高の1,000分の2に相当する額と平均取扱高の1,000分の3に相当する額との合計額にその10パーセントに相当する額を加えた額及び仲卸売場面積1平方メートルにつき月額1,964円

※「取扱高」とは、販売の委託を引き受けた物品及び卸売業者以外の者から買い入れた物品の当該月の販売金額の合計から消費税及び地方消費税に相当する額を控除して得た額です。

※「平均取扱高」とは、当該月と同じ月の直近5年間における取扱高の平均額です。
ただし、直近5年間のうち、取扱高がない年がある場合は、当該年は平均額に算入
しません。

※「差額取扱高」とは、取扱高から平均取扱高を控除して得た額です。

カ オの使用面積に1平方メートルの端数があるときは、これを1平方メートルとし
て計算します。

キ 月額による使用料について使用期間が1月に満たないときは、日割計算によるも
のとしします。

(8) 仲卸業者の店舗における電力、水道等の費用及びこれらの設備の維持等に要する費用
は、使用者の負担とします。この場合において当該費用に係る契約、支払方法等につい
ては、次のとおりとします。

ア 専用部分等の当該費用のうち、電気料金、水道料金及び污水处理費については、本
市が毎月交付する納付書により、各仲卸業者が本市に対し、支払うものとします。

イ 専用部分の当該費用のうち、ア以外の費用については、各仲卸業者が個々に契約を
締結し、直接支払うものとします。

ウ 共用部分の当該費用については、按分により算出された負担分を、本市が毎月交付
する納付書により支払うものとします。

(9) 4 (8) の費用の額の算定は、計量器によるものとします。この場合において、電力
料金にあつては電力会社の供給約款、水道料金にあつては和歌山市水道事業給水条例
(昭和36年条例第8号)の規定に従うものとします。

(10) 4 (9) の規定により難い費用の額の算定については、別に市長が認定します。

(11) 電力及び水道の費用は、当該月分を翌月の末日までに納付してください。ただし、
その日が土曜日又は民法第142条に規定する休日に当たるときは、これらの日の翌
日を納期限とみなします。

(12) 次のいずれかに該当する事由が生じたときは、使用料を減額し、又は免除するこ
とがあります。

ア 使用者の責に帰することができない事由により、3日以上にわたり市場施設を使
用することができないとき。

イ 市場施設について業務の監督、災害の予防、施設の改廃その他市場の管理上必要が
あると認める場合において、使用停止の期間が3日以上にわたるとき。

ウ その他市長が特別の理由があると認めるとき。

5 選考

(1) 3 (1) の申請資格及び別紙2に定める基準に基づき、書類審査及び面接審査を経て、
空き店舗を使用する仲卸業者を決定します。

(2) 次のいずれかに該当する場合には、不合格とします。

ア 3 (1) のいずれかに該当し、又は別紙2に定める基準を満たさない場合

イ 3 (1) のいずれにも該当せず、かつ、別紙2に定める基準を満たす者が複数いる場合に、(8)の規定に基づき得点の高い者から店舗を指定した結果、指定できる空き店舗に余りがないとき。

(3) 審査の順番は、受付順とします。

(4) 書類審査により参加資格無となった場合はその旨を書類で通知します。また、書類審査により参加資格を有するとした場合は面接審査の日時等を別途書類で通知します。

(5) 面接審査の出席者は、責任者を含め2名以内にしてください。

(6) 面接は、応募者が行う事業内容のプレゼンテーションの時間(10分)と質疑応答の時間とを合わせて、30分程度とします。

(7) プレゼンテーションを行う際、プロジェクター等の機器の使用は認めません。また、当日の追加資料は認めません。

(8) 3 (1) の申請資格のいずれにも該当せず、かつ、別紙2に定める基準を満たす者が複数いる場合は、使用したい店舗の希望を踏まえ、審査による得点の高い者から使用店舗を指定するものとします。

(9) 選考結果は決定後、応募者宛て文書にて通知します。

(10) 選考結果により、仲卸業者として営業が可能となった場合、仲卸業者としての許可及び施設の使用指定を受けるにあたり、「仲卸業務許可申請書」及び「市場施設使用指定申請書」による申請が必要です。添付書類として、別紙1に基づき提出した、応募書類を流用する他、別途必要な書類がある場合は追加で提出を求める場合があります。

6 その他

(1) 仲卸業者として許可を受けた場合でも、卸業者との商取引が出来ない等により仲卸業務を遂行しないと認める場合は、仲卸業者の許可を取り消す場合があります。

(2) 衛生上有害な物品等の売買禁止等

ア 衛生上有害な物品又は客観的事情に照らして食品としての安全性が十分に確保されておらず人の健康に害を及ぼす可能性がある物品(以下「衛生上有害な物品等」という。)を売買し、又は売買の目的をもって所持することはできません。

イ 衛生上有害な物品等の売買を差し止め、又は撤去を命ずることがあります。

ウ 市場における仲卸業務に係る物品の品質管理の責任者を定め、届け出る必要があります。

(3) 報告及び検査

市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、業務若しくは財産に関し、報告若しくは資料の提出を求め、又は本市の職員が、その事務所

その他の業務を行う場所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査することがあります。

(4) 改善措置命令

市場における卸売の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、業務又は会計に関し、必要な改善措置をとるべき旨を命じることがあります。

(5) 監督処分

ア 条例若しくは規則又はこれらに基づく処分に違反した場合には、当該行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な措置を命じ、5万円以下の過料を科し、仲卸の業務許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその許可に係る業務の全部若しくは一部の停止を命じることがあります。

イ 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、条例若しくは規則又はこれらに基づく処分に違反する行為をしたときは、その行為者に対して6月以内の期間を定めて入場を停止します。

(6) 災害時における生鮮食料品等の確保

災害の発生に際して、法令で定めるほか、生鮮食料品等を確保するため特に必要があると認めるときは、生鮮食料品等の確保について必要な指導をすることがあります。

(7) 無許可営業の禁止

ア 仲卸業の許可に係る業務を行う場合を除くほか、市場内においては、物品の販売その他の営業行為はできません。

イ アの規定に違反した者に対しては、市場外に退去を命じることがあります。

(8) 市場への出入等に対する指示

ア 市場への出入、市場施設の使用又は物品の搬入、搬出及び市場内の運搬については、市長の指示に従ってください。

イ アの指示に従わない者に対しては、市場外への退去を命じ、又は市場への入場、市場施設の使用若しくは物品の搬入、搬出及び市場内の運搬を禁止することがあります。

(9) 市場秩序の保持等

ア 市場の秩序を乱し、又は公共の利益を害する行為はできません。

イ 市場秩序の保持又は公共の利益の保全を図るため必要があると認めるときは、入場の制限その他必要な措置をとることがあります。

(10) 法、政令、省令、条例、規則及び本市が定める要領等が改正されることに伴い、本要項の内容が変更されることがありますので、ご留意ください。

【問い合わせ先】

和歌山市 産業交流局 農林水産部 中央卸売市場

〒641-0036 和歌山市西浜1660番地の401（水産棟2階管理事務所）

TEL 0 7 3 - 4 3 1 - 3 1 6 1

●応募者が作成する文書

	名称	法人で申請する者			法人設立準備中で申請する者	個人で申請する者	備考	様式
		代表者	役員					
1	募集参加資格確認申請書	○			○	○		有
2	定款	○			○		・法人設立準備中の場合は、定款案を提出すること。	
3	企業の概要	○			○			有※
4	役員等調書及び照会承諾書	○			○	○		有
5	履歴書		○	○	○	○	・法人設立準備中の場合は、代表となる予定の者及び役員となる予定の者全員分を提出すること。	有
6	決算報告書一式の写し	○					・直近3年分を提出すること。	
7	確定申告書の写し					○	・確定申告で税務署に提出する書類一式全てを提出すること。 ・直近3年分を提出すること。	
8	資産調書					○		有
9	借入金の現在残高が分かる書類					○		
10	現金、預金等の資産の状況が分かる書類					○		
11	売掛金及び買掛金の状況が分かる書類					○		
12	収支計画	○			○	○		有
13	業務開始初年度の事業資金調達計画書	○			○	○		有
14	事業計画説明資料	○			○	○		有※
15	和歌山市税納付状況調査同意書 ※和歌山市税の賦課がない場合に限り提出。 末尾記載の(注意事項)をご確認下さい。	○			○	○		有

備考「有※」の様式は参考様式ですので、当該様式の項目が全て記載されていれば、レイアウトが異なっても問題ありません。

●応募者が官公庁で取得する文書

	名称	法人で申請する者			法人設立準備中で申請する者	個人で申請する者	備考	取得先
		代表者	役員					
16	登記事項証明書	○			○		・最新のものを提出すること。 ・法人設立準備中の場合は、登記完了後速やかに提出すること。	法務局
17	市区町村長が発行する身分証明書		○	○	○	○	・発行から3ヶ月以内のものを提出すること。 ・本籍地にて発行されるものを提出すること。 ・法人設立準備中の場合は、代表となる予定の者及び役員となる予定の者全員分を提出すること。	市民課等
18	納税証明書 (税務署が発行する国税の未納が無いことが分かるもの) 法人の場合:納税証明書(その3の3) 個人の場合:納税証明書(その3の2)	○			○	○	・発行から3ヶ月以内のものを提出すること。 ・法人設立準備中の場合は、代表となる予定の者の個人分を提出すること。	納税地を所管する税務署
19	納税(完納)証明書 ※和歌山市税の賦課がある場合に限り提出。 末尾記載の(注意事項)をご確認下さい。	○			○	○	・発行から3ヶ月以内のものを提出すること。 ・法人設立準備中の場合は、代表となる予定の者の個人分を提出すること。	和歌山市役所納税課
20	住民票の写し					○	・発行から3ヶ月以内のものを提出すること。	市民課等
21	固定資産税納税通知書の物件明細の写し					○	・最新の年度のものを提出すること。	納税課等

(注意事項) 19にある「納税(完納)証明書」は和歌山市税(市民税・固定資産税・軽自動車税・事業所税等の和歌山市が賦課する直接税)が賦課され、滞納が無い場合に限り和歌山市役所納税課で交付されます。交付対象者ではない場合は、15にある「和歌山市税納付状況調査同意書」に記入・押印しご提出下さい。なお、和歌山市税に滞納がある場合、申請資格を有さないこととなりますのでご注意ください。

配点基準表

別紙 2

評価項目	提案事項	配点
大項目		
詳細		
1 中央卸売市場の理解度		
(1) 本市場の水産物部の状況	本市場の水産物部の状況をどのように分析しているか	4点
(2) 水産仲卸売場の活性化	水産仲卸売場の活性化についてどのように考えているか	4点
(3) 本市場全体の活性化	本市場全体の活性化に対してどのように考えているか	4点
2 開業までの計画等		
(1) 開業までの計画	ア 開業（拡張）の時期 イ 改装等現状変更の予定 ウ 事業資金 エ 収支計画	16点
(2) 開業までの準備	選定後、開業までのプロセスが明確に描かれているか	4点
3 事業目的		
店舗の活用目的	売上に貢献できる店舗の活用かどうか	7点
4 取引		
(1) 仕入計画	ア 本市場の卸売業者との契約等の調整について イ 本市場の卸以外からの仕入れの計画について（取扱高割市場使用料に関係あり） ウ 事業計画における月間の取扱量・取扱高見込み（年平均） エ 取引における需給バランス（売れ残り等）のとり方について	18点
(2) 販売先計画	ア どのような販売先を有しているか イ 今後の取引先の開拓について	12点
5 将来的な事業展開と実現性		
(1) 将来の展望	5年後、10年後の事業展開の見込みについて	4点
6 運営の能力		
(1) 人材等の店舗への支援体制、運営実績等運営・取引の能力	ア 事業の実施体制（人員配置等） イ 水産物取引の実績 ウ 仲卸業の実績について（従業員等含む）	19点

		エ せり・相対等取引の実績について	
(2) 適正な防犯・防災体制、従業員配置体制、従業員への教育・訓練体制が、買出人等からの要望・クレームについても迅速に対応できるか		ア 管理責任者、指揮命令系統の組織図 イ 従業員の時間帯別の人員配置及びローテーション表 ウ 従業員の教育訓練等に関する基本方針及び内容について エ 買出人等からのクレームや要望等への対応について	10点
7 安全・環境に配慮した店舗であること			
(1) 安全管理・衛生管理体制等が確立されているか		ア 保健所等への営業許可・届出状況（衛生面、危険物・火気の取扱い等） イ 災害時や感染症発生時の対応について ウ 感染症対策について	9点
(2) 環境に配慮した店舗か		ごみ減量化に対する取り組みについて	5点
8 法令等の理解			
(1) 条例・規則の理解		条例・規則等の法令で制限された中での事業運営となることを理解しているか。	4点
9 その他			
(1) 応募者の基本姿勢		経営者としての見識を有しているか	3点
(2) 企業の社会的責任（CSR）等		企業の社会的責任（CSR）の考え方について	3点
(3) 市や市場全体の連携等		市場内で協調性を図れるか	6点
市内店舗・事務所等保有有無		和歌山市に店舗・事務所等を有しているか	4点
10 財務状況			
財務状況		財務状況及び資産状況が健全であるか	24点
合計			160点

- ・書類審査及び面接審査による選考は、和歌山市職員の委員3名により行う。
- ・各委員の持ち点は160点とし、委員3名の合計480点を満点とする。
- ・最低基準点は、満点の6割の288点とし、288点未満の場合には基準に満たないものとする。応募者が1名のみの場合でも、288点未満の場合には基準に満たないものとする。
- ・合計点が最も高い者を候補者とするが、最高得点が複数名いる場合には、「4 取引」に係る得点が最も高い者を候補者とし、更に「4 取引」に係る得点が最も高い者が複数名いる場合には、くじ引きにより決定する。
- ・仲卸事業の許可又は市場施設の使用条件の指定の通知が到達するまでの間に、当該通知の対象者から辞退の申し出があったときは、次順位の者を候補者とする。